表を次のように改める。

対象となる特定権利利益	対象者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。	警戒区域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十四号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）又は計画的避難区域（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき、平成二十三年（二千十一年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）に営業所を有する者
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十九条第一項又は附則第二十一条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けることができること。	岩手県（陸前高田市に限る。）又は福島県（双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡浪江町及び同郡葛尾村に限る。）に居住地を有する者
障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十二号。以下「整備法」という。）附則第二十三条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けた一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたこと、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者

○厚生労働省告示第二百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）とする。

○厚生労働省告示第二百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）とする。

○厚生労働省告示第二百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条の二第一項の規定に基づき、障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　障害福祉サービス　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）

二　介護給付等対象サービス　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）

三　補装具の購入又は修理　補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）